平成２４年（フ）第３６５号
北海道上川郡美瑛町北町１丁目17番11号
債務者　垣内麻奈美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７０号
北海道旭川市豊岡３条３丁目６番25号　ソガツトム
債務者　大久保茂夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
北海道旭川市豊岡12条３丁目１番１号
債務者　原田紀代美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９８号
東京都町田市真光寺３丁目29番地20ハイツローヤル102
債務者　柿　　賢一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１１号
東京都青梅市梅郷６丁目1377番地の１ニューシオンハイム204
債務者　中嶋　博行
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１２号
東京都青梅市梅郷６丁目1377番地の１ニューシオンハイム204
債務者　中嶋　彩乃（旧姓溝渕）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０１号
沖縄県宜野湾市新城１丁目２番11―305号　久志アパート
債務者　山木　末美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県石岡市旭台３丁目１番22号　ハイツみらい202
破産者　幡谷　精治
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９８号
札幌市南区澄川５条13丁目５番14号
破産者　村本　淳一
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１８号
札幌市西区西野９条６丁目11番17号
破産者　堀内　　孝
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
埼玉県日高市大字鹿山583番地７
破産者　鈴木　義雄
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立7215番地３
破産者　渡邊　栄彦
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
三重県伊賀市上野西日南町1733番地
破産者　冨田　悦子
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第９２３号
広島市西区庚午南２丁目37番25―503号
破産者　西脇　博之
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
和歌山県海南市船尾398番地９、開始決定時の住所和歌山県海南市船尾260番地218
破産者　和中　久幸
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７４号
長崎県諫早市小長井町井崎793番地
破産者　永尾　政志
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀898番地、開始決定時の住所山口県柳井市柳井3716番地
破産者　河谷　洋子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部